

## 「いじめ対策推進基本法案」について〔骨子案〕

### 目的

いじめが児童生徒等の尊厳を害し、良好な教育環境を損ない児童生徒等の健全に成育する権利を害するものであることに鑑み、いじめ対策の基本となる事項等を定めることによりいじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資する

### いじめの定義

- (1) 児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為か不作為かを問わず、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものも含む。）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるもの
- (2) (1)の心身の苦痛を与える行為には、通常苦痛を感じないが当該行為を受けた児童生徒等は苦痛を感じるものもその事実を知りながら行うことを含む。

※対象となる学校種：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）及び高等専門学校並びに専修学校（一部努力義務）。国公私立全てが対象。

### いじめの禁止等

いじめ、教職員によるいじめの助長、いじめの放置の禁止を明記

### いじめ対策の基本理念

- ①未然防止を旨とするとともに、早期発見・早期対応ができるようにすべき
- ②いじめは決してしてはならないものであることを児童生徒等が認識できるようにすべき
- ③被害児童生徒等の生命の保護・いじめの影響からの回復の重要性を認識すべき
- ④いじめを受けた経験者の意見を反映し、いじめの被害児童生徒等に最大限配慮すべき
- ⑤社会全体の課題であり、国・地方公共団体・学校・保護者等の連携の下に行われるべき
- ⑥いじめの地域性・多様性に鑑み、地域の実情・個々の事案に即した対応がなされるべき
- ⑦児童生徒等が容易に認識できるものとして行われ、その積極的・主体的な参加を確保すべき

### 計画

国・教育委員会・学校が、いじめ対策に関するそれぞれ以下の計画を策定し公表

- 基本計画（文部科学大臣）：いじめ対策の基本となる事項等を定める
- 地域いじめ対策計画（教育委員会）：所管する学校におけるいじめの未然防止、早期発見、発見時の対応、関係機関等との連携等を定める
- 学校いじめ対策計画（学校）：基本計画及び地域いじめ対策計画に基づき（国私立については、地域いじめ対策計画は参照）、本法において講ずべきとされた措置及び学校独自の対策について定める

※各計画につき、効果に関する評価を踏まえ、定期的に検討を加え、変更等を行う（いじめ対策のP D C Aサイクル）

### 基本的施策

- ①未然防止のための道徳教育等及びその体験活動の充実
- ②未然防止のための環境及び生徒指導体制の整備
- ③早期発見のためのアンケート調査等の実施
- ④通報相談体制の整備充実
- ⑤教育委員会及び学校の警察・法務局・児童相談所等との緊密な連携
- ⑥教職員に対するいじめ対策に関する資質向上のための研修等の実施（教育大学のいじめ対策講座含む）
- ⑦いじめ対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- ⑧ネットいじめ対策の推進（法務局による書き込みの削除要求等支援も）
- ⑨いじめの態様・いじめの発生の構造等についての調査研究の推進等

### 発見及び対処

【発見】①事件又は事故についてのいじめの可能性を考慮した初動調査、②いじめが疑われる事実を発見した者の通報・相談、③通報・相談を受けた機関の適正な対応義務、④いじめ対策主任への連絡及び学校内における情報共有の措置、⑤関係保護者への情報提供、⑥犯罪に該当すると思料するときの警察署長への通報、⑦報復防止への配慮等

【対処】①いじめへの即時関与、②被害児童生徒等の保護及び支援、③加害児童生徒等に対する指導（ネット書き込み削除含む）、④保護者への情報提供・説明義務、⑤警察・法務局等への協力要請、⑥被害者欠席の不利益扱いの禁止、教育委員会による適切な権限行使、⑦いじめへの対処として実施した措置の学校設置者等への報告、⑧学校等の法務局への原則報告義務（被害者同意で解除）、⑨懲戒・出席停止等の基準・手続の作成・周知、⑩学校の誠実対応義務、⑪事案調査等に関する個人情報の取扱ガイドラインの策定

## 体制整備

### 【国】

#### ○いじめ対策推進協議会

文部科学省に置かれる。被害経験者等及び有識者で組織。基本計画の策定、いじめ対策の重要事項について調査審議し、意見を述べる。専門事項の調査のため専門委員を置くことができる。

### 【地域】

#### ○地域いじめ対策委員会

教育委員会に置かれる。被害経験者等及び有識者で組織。地域いじめ対策計画の案を審査し、地域いじめ対策計画・学校いじめ対策計画を評価し、教育委員会が通報・相談を受けたいじめ事案を調査し、対処方針について意見を述べる。(※)

#### ○地域いじめ対策特別委員会

いじめ事案の状況が深刻かつ重大なものであるとの申立てがあった場合又は地方公共団体をまたがるいじめに関する通報、相談、連絡を受けた場合で、教育委員会が必要と認めるとき、置くことができる（地方公共団体をまたがる場合は、二以上の教育委員会の共同設置）。当該いじめ事案について調査し、教育委員会に対処方針の意見を述べる。(※)

#### ○地域いじめ対策主事

教育委員会事務局に置かれ、指導主事のうちから任命。学校におけるいじめ対策に関する専門的事項の指導に関する事務をつかさどる。

#### ○地域いじめ対策協議会

地域のいじめ対策の円滑かつ効果的な実施のために置かれる。教育委員会・警察・法務局・人権擁護委員協議会・弁護士会・児童相談所・社会福祉協議会・民生委員協議会・保護者等で構成。

#### ○いじめ事案調査委員会

深刻かつ重大ないじめを受けた者又はその保護者から教育委員会又は学校による対処に不服がある旨の申立てが長にあった場合、長の事案調査事務の適正な執行を確保するために設置。

(※国立・私立学校等についても設置者による「報告の求め・必要措置の要請」を規定)

### 【学校】

#### ○学校いじめ対策委員会

学校の内部組織として置かれ、学校いじめ対策計画の作成・評価、通報の受付・調査・対処等に関する校務を分掌する。(※)

#### ○学校いじめ対策特別委員会

いじめ事案の状況が深刻かつ重大なものであるとの申立てがあった場合で、必要と認めるときに置くことができ、申立てがあった事案に関する調査・対処に関する事務を処理する。(※)

#### ○いじめ対策主任

いじめ対策に関する職務をつかさどる。

※個別事案の調査等については、被害者及びその保護者の申し出等により第三者（学校外関係者）のみでの構成可能

## その他

#### ○いじめ対策の実施状況の把握・評価及び国への報告：国に地域・学校の対策計画、いじめ対策計画の実施状況とその評価を集約する。

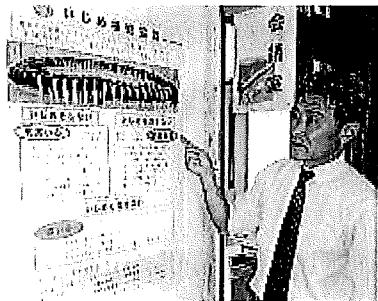
#### ○いじめ対策啓発週間の設定：5月20日～26日、10月20日～26日

#### ○学校評価、教員評価における留意事項：いじめの発生を隠蔽せず、適切な実態把握・対応が確保されるような、いじめ防止の取組に対する適正な評価が行われるようにしなければならない。

#### ○円滑な施行のための措置：文部科学大臣がいじめ対策に関する技術的指針の策定等、円滑な施行に必要な措置を講じる。

#### ○学校への就学以外の方法による教育に係る制度の早期導入：学校生活に不安、緊張を覚える学齢生徒に対して多様な学びの機会を確保する必要性を踏まえ、学校への就学以外の方法による教育を可能とする制度を早期に導入する。

## (11) 校長が率先「根絶宣言」



校内の至る所に掲示されている「いじめ根絶宣言」と原田校長。全校生徒100人による円陣写真が使われている(9月25日、群馬県高崎市の倉渕中で)

年度	根絶宣言の策定、防止ポスターの作成・掲示
当初	
4~5月	学級作り、保護者・PTAとの連携、いじめのテーマ学習
6~7月	運動会・体験活動等の充実、いじめ防止期間、テーマ学習
9月	生活調査、人権などのテーマ学習
10~12月	運動会・文化祭等の充実、学級講話、足底調査、国際人権テーマと連携したいじめ防止期間、テーマ学習
1~3月	悩み相談、教育相談、テーマ学習

群馬県高崎市立倉渕中学校で、9月下旬に行われた3年生の道徳の授業。担任の塚越英男教諭(38)が、ある作文を読み上げた。

＜自分は気が小さくて、暗くて、いいところがない。本当にこのクラスにいる意味があるのかな＞

実際に同中の生徒が書いた文章だ。授業のテーマは「命を大切に」。生徒らは、作文を書いた生徒にどうアドバイスするかを考え、「いなくてもいい人なんていない」「自分に自信を持ってほしい」などと発表した。

同市内の小中学校では今年度から、独自の「いじめ防止プログラム」に基づいた指導が行われている。校長が率先して「いじめは絶対許さない」との基本姿勢を打ち出すため、各校独自の「いじめ根絶宣言」を策定。これまで学級活動や道徳などで単発的に行われがちだったいじめ問題についての指導を、年間計画として位置づけたのが特徴だ。

例えば倉渕中では、「いじめをしない」「いじめを許さない」「いじめに負けない」という三つのスローガンを書いたポスターを作成し、教室や廊下、玄関など校内の約20か所に掲示。年度初めに根絶宣言を全校で確認した後、学級づくり、人権についてのテーマ学習など、科目横断的に指導を展開する。この日の道徳は、9月上旬に生命の大切さについて助産師が講演した内容を受けて実施した。

プログラムは、いじめ問題をライフワークにしている飯野真幸教育長(63)が今年3月、長年の教育現場での経験や、いじめ防止に力を入れている英國への視察などを基に作成した。「『点』を『線』の取り組みにするのが狙いです」と飯野教育長は話す。

飯野教育長によると、英國では1980年代末からいじめが社会問題化。政府はいじめ問題に取り組む民間団体や大学への助成を進めるなど、社会全体に「いじめは許さない」という雰囲気を作ることに努めている。特に校長には、いじめ防止規定の策定を義務づけているという。

こうした中、同中では夏休みの部活で、生徒の物が隠されたり、陰口をたたかれたりするなどの問題が発生。9月初旬に全校集会を開き、ポスターを改めて見せながら、生徒にいじめ指導を行った。原田和之校長(56)は「根絶宣言があるので、指導が効果的に行えるようになった」と話している。(木村達矢、写真も)

(2012年11月10日 読売新聞)

## 学校における

### いじめ防止プログラム

～いじめによる犠牲者を出さないために～

(ダイジェスト版)



平成24年3月

高崎市教育委員会  
教育長 飯野眞幸

## は じ め に

学校におけるいじめについては依然深刻な状況が続いている。いじめを背景とする自殺、あるいはそれが疑われる自殺が毎年のように発生し、その中には裁判所に係属しているものもある。

一般的にいじめについては、子どもの世界に限ったことでなく、大人の世界においても、たびたびあることから、「(いじめが)あって当たり前」という風潮も世間では残念ながら一部ある。

また、いじめは子どもが成長するうえの通過儀礼で、これを乗り切って精神的にも大きく成長できるのでいじめにさほど目くじらをたてる必要はないという考え方の人もいる。

しかし、いじめに悩み、苦しみ、場合によっては命を断つところまで精神的に追い込まれている子どもたちが現実に存在することの重み、また子どもたちの気質が今の大人たちの子ども時代に比べ著しく変化していることや子どもたちの耐性が極めて弱くなっていること等を考え合わせると、とても楽観的なスタンスをとることはできない。

長い間、いじめ相談や裁判事例まで含めたいじめ事案の調査・研究に関わってきたが、我が国においていじめに関する問題の最大の問題点は、いじめを予防することを主眼にしたプログラムが少ないということである。

悪質ないじめが発覚した際に、当該校の校長が記者会見等で使う言葉に、「いじめがよくないことは道徳の時間や人権教育などで取り組んできた」とか「いじめ対応マニュアルに沿った対応をしてきた」等があるが、大学で私の講義を受けていた教職を目指す大学生たちからは、「いじめに関する授業を受けた記憶がない」、「いじめの事件が報道された時に校長先生が朝礼で何か言っていた」、「授業が自習になった時に代わりの先生が来ていじめがテーマのビデオを見させられたが、先生はすぐいなくなってしまった」等の反応がほとんどであった。「学校のいじめ防止指導は場当たり的」と指摘した学生の言葉に重みを感じる。

現在、我が国において「いじめ対応マニュアル」を持たない学校はないと思われるが、その大半はいじめ発覚後の対応の仕方に関するマニュアルであることが多く、学校が、いじめを絶対許さないという強い決意のもと、学校教育活動全体を通じ、保護者、地域、関係団体・機関等と連携していじめ防止のための体系的なプログラムのもと、横断的・縦断的に組織体として創意工夫をしながら取り組んでいる学校は残念ながら少ない。

私は、平成21年11月にイギリスを訪問し、主にイングランドにおけるいじめ防止のための取組を調査する機会を得た。イギリスのいじめ対策は「防止」が中心であり、私の持論を裏付けるものとなり、このプログラムにも参考にさせていただいている。

いじめを受け、悩み、苦しみ、そして自ら命を断つ子どもたちはいじめの犠牲者であることは間違いないが、そのような状況に追い込んだ加害的な子どもたちも、これから的人生の中で大きな十字架を背負って生きていかねばならないことを考えると、彼らもまたいじめの犠牲者と言える。

このプログラムは、いじめによる犠牲者を大人の責任で何としても防ぎたいという願いのもと、主にこれまで「点」でしかなかった学校におけるいじめ予防対策を「線」にすることを主眼にしている。

線となった学校の取組が、保護者をはじめ地域、団体、機関等の取組と響き合って初めていじめ防止プログラムが完成する。このプログラムによって被害・加害を問わずいじめによる犠牲者を未然に防ぐことができるようになれば望外の喜びである。

## 内容の構成及び目次

はじめに

1 いじめの定義	1 頁
2 いじめの状況	2 頁
3 児童生徒の自殺	3 頁
4 いじめで問われる法的責任	4 頁
5 いじめの構図	5 頁
6 いじめ防止のための視点(いじめ防止プログラムの骨子)	6 頁
7 いじめ防止に向けて学校ができること	7 頁
8 校長による「いじめ根絶宣言」	8 頁
9 いじめ防止プログラム年間計画	9 頁
10 いじめ防止プログラム授業等による取組例及び教科・領域簡易単元計画の例	10 頁
11 いじめ対応の留意点	28 頁
12 いじめ防止に向けて家庭や社会が学校と連携してできること	29 頁
13 おわりに	30 頁

中学校 暈 (いじめ)防止プログラムに係る教科・領域単元指導計画)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学 校 行 事	○入学式 ○対面式 りんがの正義へ、いかがおきへの宣言	○PTA総会 ○生徒総会 ○バレーボール大会	○出行会 ○教育相談	○人権問題 ○文化祭 (企画センター) ○教育相談								
特 別 活 動	学級開き 学級のルールづくり テーマ⑩にも関連	特: ロールプレイ① (人間関係づくり)	特: テーマ⑤ いじめのない学年づくり	特: テーマ⑩ いじめのある悩み	特: テーマ⑨ 主として他の人のことのかわりにすること	特: テーマ⑦ 人生の危機、人生が生きていけるか	特: テーマ⑧ 主として自分のこと	特: テーマ⑪ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑩ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑫ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑬ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑭ 命の大切さ、支え合う命の大切さ
道	特: テーマ① 自分自身の良さを耳馴れしよう	特: テーマ② 主として自分自身に関するこ	特: テーマ③ いじめのない社会を作	特: テーマ④ いじめのない社会を作	特: テーマ⑤ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑥ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑦ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑧ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑨ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑩ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑪ 命の大切さ、支え合う命の大切さ	特: テーマ⑫ 命の大切さ、支え合う命の大切さ
各 教 科	特: テーマ① 自分自身の良さを耳馴れしよう	生活アンケート① いじめ認知件数 アンケート毎月実施	教育相談	生活アンケート②	教育相談	生活アンケート③	教育相談	生活アンケート④	教育相談	生活アンケート⑤	教育相談	生活アンケート⑥
家庭・地域との連携		特: テーマ⑩ 生徒会としての方向性を考える	特: テーマ⑪ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑫ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑬ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑭ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑮ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑯ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑰ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑱ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑲ 地域社会貢献活動実施報告書	特: テーマ⑳ 地域社会貢献活動実施報告書
キャリア教育												

人間関係形成・社会的技術力・自己理解力・自己管理能力・問題対処能力を全ての教科活動に通じて取り扱うものである。各教科を「キャリア教育」と結びつけることが大切である。 例: 国語「読みこと・聞くこと」実習で「社会的技術力」を用いて「職場の人材育成」を図る。

平成23年3月 文部科学省中学校「キャリア教育の手引き」から

## 《資料 1》

## ◆いじめに関する通知◆

## 【通知 1】いじめの問題への取組の徹底について

平成 18 年 10 月 19 日 18 文科初第 711 号 文部科学省初等中等教育局長通知

各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長あて

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれでは、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

## 記

## 1 いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

(2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

(3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を

通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。  
実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

## 2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。  
また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。
- (2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。  
特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

## 3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあつた場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

## 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

### 〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

### 〈チェックポイント〉

#### I 学校

##### (指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

##### (教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに対応を行うこととしているか。

- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をしているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ぜることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弹力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

#### (教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布しているか。

#### (組織体制・教育相談)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

#### (家庭・地域との連携)

- (16) 学校と P T A、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

## 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)

24文科初第813号

平成24年11月2日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省大臣官房長  
(子ども安全対策支援室長)  
前川 喜平

文部科学省初等中等教育局長  
布村 幸彦

いじめの問題については、学校において、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという姿勢を明示するとともに、いじめる児童生徒に対しては、「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」ことであり、自身が行つたいじめについては適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、このことの教育的意義について保護者にも説明して正しく理解いただくことが重要です。

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成19年2月5日付け18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知)においては、「問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。」として犯罪行為の可能性のある問題行動について警察と連携・協力した対応を求めているところですが、もとより、いじめについては、その行為の態様により、傷害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規(別添参照)に抵触する可能性があるものです。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、上記の趣旨を踏まえ、改めて下記について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。
2. いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
3. このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応をとっていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であること。

## いじめ、学校安全等に関する 総合的な取組方針

～子どもの「命」を守るために～

平成 24 年 9 月 5 日  
文部科学省

## はじめに

### 第1 いじめの問題への対応強化

- I 基本的考え方
- II 基本的考え方に基づくアクションプラン
  - 1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの命を守るためにの国との取組
  - 2. 学校・教育委員会等との連携を強化するための国との取組
  - 3. いじめの早期発見と適切な対応を促進するための国との取組
  - 4. 学校と関係機関の連携を促進するための国との取組

### 第2 学校安全の推進

- I 基本的考え方
- II 基本的考え方に基づくアクションプラン
  - 1. 学校安全に関する教育を充実するための国との取組
  - 2. 地域コミュニティの拠点としての学校施設・設備を整備充実するための国との取組
  - 3. 学校における安全管理を推進するための国との取組
  - 4. 地域社会、家庭との連携体制を構築するための国との取組

### 第3 体育活動中の安全確保

- I 基本的考え方
- II 基本的考え方に基づくアクションプラン
  - 1. 国・教育委員会・学校等の連携によって指導者の資質向上を図るための国との取組
  - 2. 学校と地域が連携して体育活動への外部指導者の参加を進めるための国との取組
  - 3. 事故の発生要因の分析等を進め、スポーツ医科学の活用による最新の知識を広げていくための国との取組
  - 4. 施設・設備の整備による安全な体育活動環境の整備を進めるための国との取組

## はじめに

いじめは、決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。しかしながら現実的には、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものです。

このため、文部科学省ではこれまで、学校や教育委員会等に対し、いじめの問題への取組の徹底を要請してきましたが、最近においても、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子どもの生命・身体の安全が損なわれるような痛ましい事案がなお発生しております。

これらの事案の中には、学校や教育委員会におけるいじめの兆候の把握や対応が不適切であったものも見られるところであります。また、国においても、いじめについての実態把握や対応について、学校や教育委員会の主体的な取組に期待し、受け身の対応となっていたところにも課題があつたところです。

また、こうした課題は、いじめの問題だけでなく、学校安全や体育活動中の安全確保についても、同様に当てはまるものです。

次代の我が国を担う子どもの育成を図っていく上で、その生命・身体を守ることは極めて重要であり、これまで以上に学校、教育委員会、国、さらには家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめや学校安全等の問題に取り組んでいくことが必要です。

このたび、このような考え方を踏まえ、これまでの取組を見直し、文部科学省として、当面、いつまでに、どのようなことに取り組むのかを示す「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」を策定したところであります。その具体的な内容は次々ページ以降のとおりです。

文部科学省としては、今後、この取組方針に基づき、施策の見直し等を行うことにより、いじめや学校安全等の問題への取組の改善・充実を図り、設置者ごとの特色や関係者の意見を踏まえつつ、学校や教育委員会等に対し一層積極的に必要な支援をしていくこととしています。

もとより、いじめの問題については、学校や教育委員会等においてしっかりと対応することが基本です。このため、国・公・私立の各学校や教育委員会等においては、文部科学省からの通知等を踏まえ、いま一度、いじめの問題への取組の徹底を図ってください。

国民の皆様にも、そして、児童生徒の皆さんにも、いじめの問題について、何ができるか、何をすべきかということを、各々の立場では是非お考えいただきたいと思います。

また、学校安全や体育活動中の安全確保についても、同様の取組をお願いします。

文部科学省としては、教育関係者をはじめとする社会全体の連携協力の下、子どもの生命・身体の安全を守るため、この取組方針の策定をきっかけとして、今後、いじめや学校安全等の問題により積極的かつ集中的に取り組んでまいります。

## **第1 いじめの問題への対応強化**

### **I 基本的考え方**

#### **1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの命を守る**

いじめが起きることを未然に防ぐため、日頃から、学校の教育活動において、社会性や規範意識、思いやりなど、子どもの豊かな人間性を育むことが必要である。

学校・教員を主体としつつ、社会全体で子どもを守り、育てていくため、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくり等をさらに推進する。また、家庭との連携を図るため、保護者等に向けた、いじめの問題に関する普及啓発を行う。

#### **2. 国・学校・教育委員会の連携を強化**

国においてはこれまで、いじめの問題について、学校現場の主体的な取組に期待し、受け身の対応となっていたのではないかとも考えられることから、この反省を踏まえ、子どもの命・身体を守るために、国としても積極的に役割を果たしていかけるよう、文部科学省の体制を強化する。

特に、子どもの命・身体に関わる重大な事案については、的確かつ迅速な対応を確実に図るため、国と地方が適切に連携・協力できるよう、国の関わり方を見直す。

#### **3. いじめの早期発見と適切な対応を促進**

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであるが、決して許されないことである。いじめの問題については、もとより、学校や教育委員会等において、しっかりと対応することが必要である。

このため、国においてこれまで示してきた、いじめの問題への基本的な考え方を改めて周知徹底するとともに、教員への研修等を通じ、さらなる理解増進を図る。

また、幅広い外部専門家を活用した、いじめの問題等の解決に向け調整・支援する取組を推進する。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした幅広い人材を活用し、子どもが悩みを相談できる体制の充実等を図る。

あわせて、いじめの問題を隠さず、的確な対応に努める学校・教員がきちんと評価されるよう、学校や教員の評価におけるいじめの問題への考え方を示す。

#### **4. 学校と関係機関の連携を促進**

「いじめ」は犯罪行為に当たる可能性があるとの認識の下、警察との連携を強化するとともに、福祉機関や民間団体等の関係機関と協力した取組を促進する。

## II. 基本的考え方に基づくアクションプラン

国は、基本的な考え方に基づき、以下の取組を行う。

### 1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの命を守るために国が取組

#### (1)いじめの未然防止に資する日々の取組の推進

- 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、体験活動を推進するとともに、児童会・生徒会における活動等、子ども自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組を促進する。 【概算要求】
- いじめの未然防止に資するよう、児童生徒一人一人が安心でき活躍できる教育活動(授業づくりや集団づくり等)の在り方について研究し、その成果を普及する。 【概算要求】

#### (2)学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進

- 学校と連携し、地域人材を中心とした家庭への相談対応等の支援の仕組みづくりや、いじめの理解と対応など社会的課題に対応した保護者向け学習プログラムの開発や講座内容の充実を推進する。 【概算要求】
- 保護者等に対し、いじめの問題やこの問題への学校・教育委員会等の取組に対する理解を深めるワークショップ等を開催するなど広報啓発を充実する。 【概算要求。年度内は12月から】
- 保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入拡大により、いじめの問題など、学校や地域が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを促す。【概算要求】
- 社会全体で子どもを見守り育むため「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」など、学校・家庭・地域が連携・協働できる体制の構築を推進する。 【概算要求】

## 2. 学校・教育委員会等との連携を強化するための国の取組

### (1) 国におけるいじめの問題等に対応する体制の強化

- 「子ども安全対策支援室」の事務体制を強化し、各地域との密接な連絡・相談体制を整えるとともに、学校におけるいじめの問題への気付きから問題の解決までを総合的にフォローできるよう、児童生徒課の体制を大幅に増強する。 【機構定員要求】

### (2) 「いじめ問題アドバイザー(仮称)」の配置

- 国が多様な専門家を「いじめ問題アドバイザー(仮称)」として委嘱し、いじめの問題への効果的な対応等について、専門的な見地から助言を得られる体制を整備する。 【9月中】

(アドバイザーの例)

弁護士、精神科医、元警察官、大学教授 等

### (3) 電話相談体制(24時間いじめ相談ダイヤル)の見直し

- 電話相談の内容や重大事案等への対応状況等について、各自治体が設置するものも含めて調査し、必要な見直しを図る。 【10月中】

- 24時間いじめ相談ダイヤルの番号を記載したカードを全ての児童生徒に配布し、確実な周知を図る。 【概算要求】

### (4) 緊急調査により報告された重大事案への迅速な対応

- いじめの問題に関する緊急調査(8月1日発出。以下「緊急調査」という。)において、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる恐れがあるとして報告された重大事案について、教育委員会や学校の対応を確認し、必要な指導・助言等を迅速に行う。 【報告後速やかに】

### (5) 生命・身体に係る重大事案への速やかな報告等のルール化

- 緊急調査を踏まえ、児童生徒の生命・身体に係る重大事案について、国に速やかな報告を求め、報告を受けた国は、速やかに教育委員会に対して指導・助言を行うことをルール化する。 【10月中】

## (6)自殺事案に関する背景調査の改善

- 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について、現在の運用状況や関係者の意見を踏まえ、有識者会議において検討し、必要な見直しを行う。

【本年度中】

## 3. いじめの早期発見と適切な対応を促進するための国の取組

### (1)学校におけるいじめの問題に対応する教職員体制の強化

- いじめの問題への対応のため、少人数学級の推進や特別な指導を行う学校への支援など、教員が子ども一人一人と正面から向き合える体制を整備するため教職員の定数改善を図る。

【概算要求】

### (2)いじめの認知及び対応に関する周知徹底等

- これまでに国が発出した通知や「いじめ対策Q & A」、国立教育政策研究所作成の教職員向けの指導支援資料等を改めて教育委員会や学校等に配布し、いじめの問題への対応の周知徹底を図る。

【本方針公表とあわせて実施】

- いじめの認知件数に地域差があることを踏まえ、緊急調査の結果をもとに、各教育委員会や学校におけるいじめの問題に関する取組の改善・充実を促す通知を発出する。

【10月中】

### (3)教職員への研修等の充実

- 大学の教員養成課程において、いじめの問題に関する認識を深め、早期発見や適切に対応できる能力を高めるような実践的な内容の充実を求める。

【10月中】

- (独)教員研修センターにおける研修において、いじめの問題に関する内容を充実させるとともに、全国各ブロックで、普及啓発協議会や指導者養成研修を実施する。

また、「いじめ問題アドバイザー(仮称)」が講師となる研修の実施を含め、初任者研修をはじめ各都道府県等が実施する現職教員に対する研修等のいじめの問題に関する内容の充実を促す。

【概算要求等。年度内は12月から】

- スクールカウンセラー等による、教員のカウンセリング能力等向上のための校内研修を推進する。 【概算要求】

(4) 幅広い外部専門家を活用したいじめの問題等の解決に向け調整・支援する取組の推進

- 各地域における、いじめの問題等を第三者的立場から調整・解決する取組を促進する。 【概算要求】

- 各地域における、いじめの問題に関する学校の対応を支援する専門家チーム(「いじめ問題等支援チーム(仮称)」)の配置を支援する。

【概算要求】

(5) 幅広い外部専門家を活用した教育相談体制の充実等

- 幅広い人材を活用し教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置充実を図り、児童生徒の、ストレスや困難に対処する能力を育む教育を推進する。 【概算要求】

- 関係機関・家庭・地域と連携して問題解決を図る、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する。 【概算要求】

(6) いじめの問題への適切な対応の評価

- いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、いじめの問題への対応に関する学校評価や教員評価の実施における留意事項を提示する。 【10月中】

(7) ネットいじめ対策の充実

- インターネット上の誹謗・中傷などの「ネット上のいじめ」等について学校ネットパトロールの取組事例等をまとめ、周知を図る。 【本方針公表とあわせて実施】

(8) 出席停止制度の検証

- 出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童生徒に対する学習支援の在り方について、教育委員会に対する調査を行い、検証する。 【10月中】

#### 4. 学校と関係機関の連携を促進するための国の取組

##### (1)学校と警察の連携強化

- 「いじめ」は犯罪行為に当たる可能性があるとの認識の下、学校や教育委員会の能力を超えて犯罪として取り扱われるべきと認められる事案に関しては、早期に警察に相談して連携して対応するとともに、特に、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされているような場合には、直ちに通報する必要があることを周知徹底する。 【9月中】
- 緊急調査の結果を踏まえ、警察庁と協議し、学校警察連絡協議会や教育委員会・学校と警察との協定等を活用した、学校と警察の情報交換・意見交換や関係強化方策を検討し、実施する。 【年内】
- 教育委員会に、警察官経験者等の生徒指導推進協力員の配置を拡充して、学校における非行行為の早期発見、緊急時の対応等の取組を促進する。 【概算要求】

##### (2)関係機関が連携したサポートチームの活用

- いじめに関与した子どもへの対応等に当たり、児童相談所、保護司、民生・児童委員、人権擁護委員等の関係機関やNPO等の民間団体の協力を得て組織する、サポートチームを活用した地域の取組を促進する。 【概算要求】

20文科ス第522号  
平成20年7月9日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事 事 長 殿  
各 指 定 都 市 市 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省スポーツ・青少年局長  
樋 口 修 資

(印影印刷)

### 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、別添1のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」（以下「改正法」という。）が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものであります。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれましては、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いします。

内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。

- 2 学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より第3項の申出を受けた当該学校の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。このことは、第28条に基づく学校の施設設備の改善措置についても同様であること。
- 3 学校の環境衛生の維持改善に当たっては、受水槽など環境衛生に関する施設設備の適切な管理を図るとともに、環境衛生検査に必要な図面等の書類や検査結果の保管について万全を期されたいこと。

#### (7) 保健指導について（第9条）

- 1 近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第9条においては、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で実施されるべきことを明確に規定したものであること。

したがって、このような保健指導の前提として行われる第8条の健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められるものであること。

- 2 学校医及び学校歯科医は、健康診断及びそれに基づく疾病の予防処置、改正法において明確化された保健指導の実施をはじめ、感染症対策、食育、生活習慣病の予防や歯・口の健康つくり等について、また、学校薬剤師は、学校環境衛生の維持管理をはじめ、薬物乱用防止教育等について、それぞれ重要な役割を担っており、さらには、学校と地域の医療機関等との連携の要としての役割も期待されることから、各学校において、児童生徒等の多様な健康課題に的確に対応するため、これらの者の有する専門的知見の積極的な活用に努められたいこと。

### 三 学校安全に関する留意事項

#### (8) 学校安全に関する学校の設置者の責務について（第26条）

- 1 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るために、その責務を法律上明確に規定したものであること。
- 2 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のかほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。

なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に

努められたいこと。

- 3 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。

また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危険を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。

- 4 「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。

- 5 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されること。

- 6 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

#### (9) 学校安全計画について（第27条）

- 1 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

- 2 学校においては、生活安全（防犯を含む。）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。

- ① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第28条）を講ずることが求められること。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

- ② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

- ③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協

## 子どもの人権オブズパーソンです

**資料 6**

### 代表オブズパーソン



浜田 寿美男

浜田 寿美男  
奈良女子大学名誉教授  
専門分野  
発達心理学、子ども学

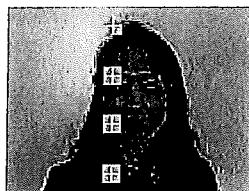
### オブズパーソン



宮島 繁成

宮島 繁成  
弁護士  
専門分野  
少年問題、親子の法律など

### オブズパーソン



井上 寿美

井上 寿美  
関西福祉大学講師  
専門分野  
教育学、保育学

### オブズパーソンとは

わたしたちオブズパーソンは、子どもの声をしっかりきいて、子どもの立場になって、「子どもにとっていちばんいいこと」を、あなたと一緒に考えます。

子どもを助けて応援するオブズパーソンです。

#### このページに関するお問い合わせ

##### 子どもの人権オブズパーソン事務局

〒666-8501 川西市中央町12番1号 市役所3階

電話:072-740-1235 フax:072-740-1233 [お問い合わせフォームを開きます。](#)

## いじめ5～6月に集中…川西・高2自殺

兵庫県川西市で自殺した県立高校2年の男子生徒（17）が同級生3人からいじめを受けていた問題で、いじめは5～6月に集中していたことが同校への取材でわかった。男子生徒と3人の教室の席が近い時期で、席替えがあった6月中旬以降は沈静化したという。自殺は約2か月半後で2学期が始まる前日。この間、何が男子生徒を追い詰めたのだろうか。

### 席替えで沈静化

新学年になって間もない4月上旬。一番後ろの席だった男子生徒の近くに座る1人が、男子生徒を「ムシ」と呼び始めた。声を掛けたが返事がなく、「無視」されたと感じたからだという。ささいなことがいじめの発端になった。

5月中旬には席が近い他の2人も加わり、クラスの半数が気付くほど、3人は再三、「ムシ」や「菌」と呼ぶようになり、蛾(が)の死骸をいすに置くこともあった。6月上旬には他の生徒をぶつけようとして「エキスがつく」とからかった。

だが、6月19日の席替えで男子生徒と3人の席が離れ、これ以降、他の同級生がいじめを目撃する機会は減っていった。

7月30日の三者面談では、担任教諭や母親から進路への考えを問われた男子生徒が、黙って力のない笑みを浮かべたものの、誰からもいじめの話は出なかつた。

ただ、母親が「今から思えば」と振り返る出来事が夏休み中にあった。

8月中旬の深夜、寝ていた男子生徒が突然、「虫がいる。ムカデみたいなやつや」と泣き叫んだ。だが、母親が家の中をいくら探しても虫はいなかつた。

男子生徒が命を絶ったのは、2学期の始業式を翌日に控えた今月2日だった。

### 生徒たちに動揺

男子生徒の部屋は、あの日と変わらない。タンスには制服のズボンがつり下げられ、両親と共に通の趣味だったゴルフのバッグが無造作に置かれたままだ。

自宅には、男子生徒が中1の時、「いじめ防止標語」で生徒会から優秀賞を受けた表彰状が残っている。今となっては、その標語に両親の胸はうずく。「あなたの手 たすけてあげる ひとつ手」

今月15～17日には、いじめを認めた3人が弔間に訪れたが、「申し訳ありません」と頭を下げたり、泣きじやくったりし、ぽつぽつと言葉をつなぐだけ。いじめの詳細は聞けなかつた。

両親は最近、炊飯器を小型に買い替えた。夫婦だけではご飯が余ってしまうからだ。それでも母親はつい3人分の食事を作ろうとしてしまうという。

生徒たちにも動揺は広がっている。同校によると、「ショックで教室に入れない」などとして、数人が登校できていない。

(2012年9月23日 読売新聞)

## 民主党 いじめ対策推進基本法（案）抜粋

### （基本理念）

第四条 いじめ対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

二 いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識することができるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。

### 第三章 基本的施策

#### （学校におけるいじめの未然防止）

第十条 学校は、児童生徒等の豊かな情操と道徳心を培い、人権尊重の精神の涵（かん）養を図り、及び心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの未然防止に資することを踏まえ、これらに関する教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

### 第二章 基本計画等

#### （基本計画）

第七条 文部科学大臣は、いじめ対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、いじめ対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

#### （地域いじめ対策計画）

第八条 教育委員会は、基本計画に基づき、その所管に属する学校におけるいじめ対策に関する計画（以下「地域いじめ対策計画」という。）を策定しなければならない。

#### （学校いじめ対策計画）

第九条 学校においては、基本計画及び地域いじめ対策計画に基づき（教育委員会の所管に属しない学校にあっては、基本計画に基づき、かつ、地域いじめ対策計画を参照して）、当該学校におけるいじめ対策に関する計画（以下「学校いじめ対策計画」という。）を策定しなければならない。

## 教育再生実行会議提出資料 ST-NO.1

2013/01/22 鈴木高弘

もう45年間も学校現場にいる。最近、特に子供に対する教師や親の意識が変化しているように感じる。河野裕子さんの歌と田中角栄さんの訓示を引用して、これまで何度も何度も保護者や生徒に話してきた。教育の原点を語っていると思う。

○学校教育については、国民みんながそれぞれの思いを抱いており、しかも相異なる意見対立が珍しくない。いじめや教師体罰や学校事故が今なお繰り返されていることは残念としかいいようがない。

「しっかりと飯を食わせて陽にあてしむとんにくるみて寝かす仕合せ」(歌人・河野裕子)

しっかりとした教育を児童生徒に行い、学ぶための環境を整え、その成果を喜びとして更に教育活動に邁進するのが教師の勤め。まして子の命を奪うような教育の場であることは絶対に許されない。「法」の周知によって予防し、違反すれば罰するはやむを得ない。

○学校教育が進学偏重に偏り、学校スポーツは勝利至上主義に陥りがちである。何故学ぶか、何故学校はあるのか、を考えたい。私が一時期校長をしていた情報専門学校の親学校である中央工学校で校長をなさった田中元総理の訓示があるので、紹介する。学校で学ぶことの意味を考え、教育指導や学校教育再生を考える際に、いつも読み返している。

#### 入学式訓示(昭和四十七年四月十五日)

今日から中央工学校の学生として勉強する諸君に、第一番目に申し上げておきたいのは、学校は入学したり、また卒業をすることが目的なのではないということです。学校は、勉強してものを覚える所であります。

私は、戦後二〇余年の長きにわたって国會議員の職にありますが、学生のときは相当勉強しました。それでも学問は、いくら勉強しても極まりないものだとしみじみ感じております。青春というものは、再び帰って来ないものであります。やっぱり学校へ入ったら、勉強する所、学ぶ所でありますということを胸の中にたたきこんでおいてもらいたい。

私も三〇年近い前に、中央工学校が神田の中猿楽町という街の角に木造の三階建としてありますときに学んだ、この学校の卒業生であります。私は、ほかの学校へ通ったこともありますが、いずれにせよ中央工学校の卒業生です。技術的なものは中央工学校でしか修得をしていません。

自民党の中には、政治的に、外交的に、いろんなことを知っている人はたくさんおりますが、都市計画とか都市改造とか、建築基準法の問題とかを論議したり、立法の提案を行うときには、田中がウンと言わないと、できません。建築士法をはじめとして、河川法の一部を改正する法律も、公営住宅法、道路法、電源開発促進法、宅地建物取引業法、道路整備費の財源等に関する臨時措置法、そして原子力基本法、国土開発総貫自動車道建設法なども、私が提案者となって成立した議員立法です。また、国土総合開発法などの法律は、私が立案に参画し、私の構想が基盤となって制定されたものであります。

しかし、その立案にあたっては、中央工学校で教わったことがその基盤になっておることは間違ひありません。私は、建築事務所を営み、土木建築の請負もやりましたが、わずか二年間、それも夜間部に通った。そこで教わったことは今日でも、生きてゆけるという自信の根源になっております。

三年間でも本当に勉強すれば、四年、五年行ったよりも確かに自信がもてるのです。学校の卒業証書は邪魔ではない。邪魔ではないが、学ぶこと自体のほうが大事でありますということを皆さんに申し上げておきたい。

学歴ばかりを求めて、入ったらホッと一息をついて何も勉強しない。その結果、ろくに勉強もしないで大学を卒業、学士や修士の資格をもらう。学歴は手にしたが、実力がそれに伴わない、努力もない。それならば、必ずしも大学に入り、資格や卒業証明書を手にする必要はない。

私は大学には行っておりません。田中はいろいろ苦労した、非常に困難な人生を歩いてきたと言われております。が、私はそうは思っていない。遊ぶときは遊んだし、勉強したときはしたし、水の流れるように、逆らわずに、懸命な努力を続けてただけであります。

私はこれまで生きてきた人生に微塵も悲愴なものを感じません。暗い人生の影など一つも感じておりません。私は、いろんなことを勉強し、いろんなことを経験してよかったです。

中央工学校へ通っている頃には、ほかの学校へも行って英語を少しやった。中央工学校では工業英語をやった。そして今から一〇年前私が大蔵大臣としてIMFの総会に出席した。そこで、十五分の演説を英語でやったんです。

私は代議士に一〇回当選しましたが、その間のどの演説よりも汗が出た。「ミスター・チェアマン、アンド、フエロー・ガバナーズ……」。田中はうまいなあ、と評判だったんですよ(笑い)。しかし、汗をびっしょりかいた。終わって廊下へ出たら、「立派な演説でした」「よく分かった」と、南北問題のはしりになる内容だったから主要国の方々に発展途上国の中がいっぱい来て、握手をした。

ところが、わあわあわあわあ言われても、よく分からない。だから、「私は英語は、こっちからは喋れるが、あなたがたの質問には答えられないんです」と言ったら、ヨーロッパの雑誌に書かれてしまった。——「田中は、著名な財政金融家になるに違いない。財政や金融の主管者はおおむね一方通行を原則とする」と(笑い)。私はその記事を知って、冷汗をかいた。聞いて対応ができるよかったですのに……。相手のことが分かって、これが理解できること。そこまで勉強しておくべきだったと感じました。

皆さん、とにかく入った以上はこれを終えること、卒業なさい。それまで人生における僅か一年二年の苦労だと思って最後まで漕ぎつけなさい。これからは、技術とか科学は、知っているだけで豊かになる。たとえ失業したとしても、会社は辞めさせられても、「自分には腕に職があります、絶対食えるんだ」、こう思つただけでもこの学校を出た価値がありますのです。それだけは諸君に、入学に際して申し上げておきたい。

この学校は技術教育という理想を掲げてきた。長い伝統を守り続けてきました。諸君が技術者として自信を持てるような勉強を続けられることを心から願つて、私のご挨拶を終わります。(以上、掲載文のまま)

# 「指導死」知って下さい

先生に叱られたり、体罰を受けたりしたのがきっかけで命を絶つた子どもたちの死を「指導死」という言葉でJAから貢こうと、親たちは動き始めた。「子どもたちのため、みんな指導を先生たちにしてほし」。そんな思いが背景にある。

## 指導死



指導死 親の会による

教員の「指導」をめぐらしくもが進む流れ、自殺する人が指導方法として差別的でなく、学校によって行われる行為なら、指導JAがいる。暴力を伴う指導は本来、暴行・傷害JAをやるべきだが、体験的指導死にする場合もある。(「指導死」親の会による)

## よりよい指導願う親

17日、東京都内で「指導死」賠償請求は棄却された。死を擱けたシンボルウムが開かれた。「『指導死』は自殺はなかつたことは明らか」と判決は自殺との因果関係を認めた。「子どもは冒進ながら成長していく。原告の強要や連帯責任は指導ではない」というのが安達さんの考え方だ。

長崎市の安達和美さん(51)は2004年3月10日、中学2年の雄大君(当時)を亡くした。なぜこのライターを持っているのを見つかり、吸った友達の名を言わされた。一人になつた間に校舎4階から飛び降りた。

家族は08年、「学校側の安全配慮義務違反があつた」と長崎市を訴えた。損害



教育  
有

りてられたAI懸念」JAの経営者(50)。「きちんと指導するのは当然です。た

だ、結果的に子どもが死を選んでしまう指導は亲善なものじやない」

「親の会」の大貫隆志さん(55)は「子どもが死を説明したり」も親仲間と語りあってきた。「裏に入りじたの鮮明。先生のせいにしかけて」「叱られて死ななくて、その子が弱い」とも言われてきたからだ。労働環境に目を向ける上で、「指導死」の言葉をヒントに、生徒指導を考えてもらおうと「指導死」を使い始めた。「指導死」が死のJAを、まことに「指導死」を使はず知つてほし」と語る。

## 教師は「委縮」「現実化」

文部科学省の調査では、「教職員との関係での悩み」で自殺した児童生徒は、昨年度ゼロ。最近では、08~10年度に中等高校で計5件が記録されている。

一方、教育評論家の武田さち子さんは本や新聞などから「指導死」を数えてここから、1963年から去年までに未遂4件を含め計45件があった。武田さんは「水山山の一角。不登校や大人不信になつた子どもも多い」と言い切る。熊本県教委の調査では、高校生の7%前後が、「いじめられた人」に先生を挙げた。

「指導死」の言葉を、先生はどう受け止めるのか。静岡県の中学校教諭(32)は「言葉が独り歩きしたまま、指導できなくなる。現場が委縮するのでは」。京

シンドの会場では「指導」で亡くなつた子どもたちが紹介され、11月1日、東京都道区

都市の高校教諭(35)は「うつぶやく暗らしのようだ。怒鳴る先生はいる。強烈な言葉だけに、指導を考えるきっかけになる」と語る。

福岡県のある市教委で生徒指導を担当する教諭は、「子どもが持つスキルに問題がある先生がいるのは確かだ。その子に応じた指導をしているか、事業をきちんと運営しているかが、大事なのだが」と語る。

思春期は他人や仲間の目が気になる。大きめ悪さでもしながら、価値観を築いていく。横邊園子・元中央大教授(臨床心理学)は、「指導死」の多くがせつばつまり、混乱して死を選んでしまつたところ。「彼らは決して弱い子ではない。仲間の前で見せしめのようだダメージが大きい。絶対にフォローは必要」と指摘する。(山下知子)

◆◆記事や「いま子どもたち」へのご感想、教育に関するご投稿を募集します。edu@asahi.comまたはFAX03・3542・4855へ。

# 第2回 教育再生実行会議配布資料

## いじめや体罰の問題についての委員の主な意見

### 1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を教科とし、人間性に迫る教育を行う。

- いじめはいつの時代のどんな状況でも発生しうる。その解決には、深い人間性に迫る教育が求められるとともに、子ども自らも強くなる必要がある。
- いじめの問題が取り上げられている時期こそ、道徳の必須教科化が必要。
- 「德育」の教科化を検討する際、現行の道徳教育の成果と課題についての検証、共通して身につけさせるべき内容の明確化が、最優先課題。その上で、教科書、評価の在り方、教員の資質向上等の課題に対して丁寧に議論を重ねるべき。
- 「道徳の時間」を要とした教育活動全体を通じた道徳教育の充実、国・教育委員会による道徳の授業時間の確保やその教材の精選、優れた実績の情報提供の実施が必要。
- 道徳教育を抜本的に充実させ、指導時間の充実・確保、教材の充実、指導方法の確立を図るとともに、シチズンシップ教育と統合した実効性のある授業の充実が必要。
- 道徳教育と生徒指導をリンクさせるべき。
- 自己肯定感を高める必要がある。心に自信があるからこそ思いやりの気持ちを持ったり、丁寧な対応が出来たりするようになる。
- 子供には、いろんな情報の中から自ら考える力をつけてほしい。自分で考える力を持つことがいじめの解消にもつながる。
- 子どもたちの主体性と社会性を育む教育が必要。
- 整理・整頓・清掃・清潔・躰の5Sが必要。雑然とした中では、子供たちが発するサインがなかなか届きにくい。
- 家庭教育が人間形成の根幹をなすことは言うまでもなく、その役割と責任を明確にすることが重要。
- 保護者による我が子への言動や行為が、学校におけるいじめ発生の直接的な原因となりうる。注意喚起が必要。

## 2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定。

- 学校だけでなく、家庭、地域社会、企業、諸団体、行政などが一体となって「社会総がかり」で防止するための法律の制定、国民意識の啓蒙と具体策のための法的対応が必要。
- いじめ防止に関する対処法案を速やかに制定し、国と教育委員会、学校と教職員、家庭と保護者の役割と責任を明確にすることが大切。
- 法整備は、専門家の意見や諸外国の法制度を参考にしながら丁寧に行うべき。
- IT化の進行に伴い、メールなどによる「いじめ」も多発している。いじめの定義を新しく定める必要がある。
- いじめは、いじめられた側の受け止め方によって、いじめか否かを判断される。体罰をいじめに含めるとすると、児童生徒の問題行動に対する教職員の正当な指導もいじめと受け止められる恐れがある。
- 国民が一丸となって行動することが必要であるということをコンセンサスとして、これを前提にいじめの問題に対処していくことが必要。
- 舞台は学校だけではない。子供を国民皆で見守り育てる本当の意味の教育がどうあるべきか議論すべき。
- 大人はあらゆる形で子供を守るという精神が必要。

## 3. 学校、家庭、地域、すべての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任体制を築く。

- 教職員が積極的に認知し、学校が組織的に対応することが必要。
- まずは発見することが重要であり、その後の解消率の向上につなげていくべき。
- いじめの早期発見や報告、適切な対応に努める学校や教職員が評価されるようにすべき。
- いじめの早期発見は教職員が取り組むことであり、そのためには教職員が児童生徒としっかりと向き合える環境が必要。教員業務の効率化と整理を図るとともに、教

員定数を計画的に改善し、少人数学級化を図っていくことが不可欠。

- 教育委員会が常に子供たちの状態を知るようすべし。抜き打ち視察等により、いじめの早期発見につなげてはどうか。
- 子どもや保護者の悩み相談の窓口を学校や教育委員会に置き、いじめや体罰を逃さない体制をつくるべき。いじめ問題の日常的な相談窓口として、学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職を必置化。
- 教職員と地域の大人が協働で教育を推進する「しくみ」としてコミュニティスクール化を努力義務とする。学校の常識と社会の常識を一致させる。
- 専門家からの支援体制を構築すべき（ネットいじめはＩＴ専門家が一元的に対処。保護者対応に際して弁護士等の助言等）。
- 学校と警察、教職員と警察官との信頼関係を日頃から構築し、必要な情報を学校と警察が共有化できる体制としなければならない。
- いじめを察知した段階で即座に対応できる体制の整備。（教師のスキルアップ、生徒指導担当教員の加配充実、警察・関係機関との連携協力体制の整備）
- 複数担任制度の導入や退職後教職員や地域における社会貢献・教育貢献に積極的な人材の活用により、児童生徒のみが孤立する時間、空間をつくらない環境の整備が必要。
- 生徒自身がコンフリクトに対処し問題を解決する力を身に付けることや、生徒の自主性を重んじた生徒会などの活動も効果的。

#### 4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然とした指導を行う。

- いじめられている子供を学校が守り通すことが大切。守り通すことで、いじめに耐性をもつタフな子供になる。また、子供を守り通す先生方を学校が組織的に守らないといけない。
- いじめは人間として絶対に許されないとの意識の徹底が必要。児童虐待の防止等に

する法律のように、発見者の通告義務を設け、通告窓口としての第三者機関を設置してはどうか。

- 初期のいじめ対応について、学校が責任を持って加害児童生徒に対する指導と被害児童生徒のケアを行う。
- 加害児童生徒に対し、出席停止措置を行う場合には、十分な指導体制を整備する必要がある。
- 学校現場での教育的指導が必要ないじめと、刑法に抵触する犯罪行為とは峻別し、後者については、積極的に警察と連携して対処すべき。
- 児童生徒の問題行動に対して教職員が毅然とした態度で指導できるよう、児童生徒の規律規定や指導基準を明確に示す必要がある。これにより児童生徒の規範意識の醸成や保護者への注意喚起、出席停止措置の機能化につながる。

## 5. 体罰禁止の徹底と、子供の意欲を引き出し、成長を促す指導ガイドラインの策定。

- 子ども同士の人間関係の中でいつでも起こりうるいじめへの対応と、教職員と児童生徒の関係の中で起きる体罰の問題は別に論じるべき。
- コミュニケーション能力を磨かず、痛みで伝えようとするのは指導者として“逃げ”ではないか。
- 体罰ではなく、子供とのコミュニケーションを通して「生徒・選手が結果を出す」スタイル（コーチング）に指導方法を転換することや、コーチングやメンタルトレーニングなどの研修を指導者に義務づけることが必要。
- 体罰については、現場が混乱しないよう、文部科学省が詳細なガイドラインを示すべき。

# 教育再生実行本部

## 中間取りまとめ

平成 24 年 11 月 21 日

自由民主党

## は じ め に

わが党は、本年10月、安倍総裁の直属機関として「教育再生実行本部」を発足させ、5つの分科会において、一か月足らずの期間で、総計29回に及ぶ精力的な議論を重ね、このたび、『中間取りまとめ』に至りました。

『中間取りまとめ』には、改正教育基本法の理念を実現するために、わが党が政権を奪還した際に、直ちに実行すべき、具体的な政策が掲げられています。

わが党は、「人創りは国創り」を基本に、日本を建て直すためにも、その根本である教育再生を重要政策として掲げ、国民の皆さんに信を問う所存です。

平成24年11月21日

自由民主党 教育再生実行本部  
本部長 下村博文

# いじめ問題対策分科会

## (座長：馳 浩)

### 『いじめ防止対策基本法』の制定

いじめは絶対に許されず、撲滅すべきである。

今すぐできる対応策を断行するとともに、早急に『いじめ防止対策基本法』を立法し、関係者の連携を通じて、以下のように対処する。

- ① 全都道府県や全区市町村において、『いじめ防止条例』を必置する。
- ② 全都道府県や全市区町村において、「いじめ対策アドバイザー」を委嘱し、必要に応じて学校に派遣する。
- ③ いじめによる事件・事故（自殺等）の事案が発生時、3日以内に「学校内調査委員会」を設置し、学校長の指導の下、対処する。
- ④ いじめによる事件・事故の事案が発生時、3日以内に当該自治体に「第3者調査委員会」を設置し、「校内調査委員会」と連携して対処する。
- ⑤ 自治体において、いじめの事件事故に対しては、学校、教育委員会、警察、司法関係者、NPO団体等関係者が連携して対応する。
- ⑥ 人権に配慮しながら、アンケート調査を実施し、いじめの加害者、被害者や保護者に情報開示し、保護者の意見を適切に聴取する。
- ⑦ 特に、被害者やその保護者等の意見を、「調査委員会」の調査に反映させる。
- ⑧ 教育的指導の可能ないじめと、刑法犯に相当する犯罪とを、峻別する。
- ⑨ 教職員をはじめ関係者は、いじめの加害者と被害者に和解を促す指導とともに、相談・再教育体制を強化する。
- ⑩ いじめ事案処理後も、関係者は見守りを継続する。
- ⑪ 国は、いじめ対策について、調査・実態把握・研究・検証・分析・啓発・広報の体制を強化する。
- ⑫ ネットいじめ対策のネットパトロールを実施する。
- ⑬ 文部科学省、法務省、警察庁、厚生労働省、NPO団体、事業者団体等、関係機関が連携して対処する。